

滋賀県文化審議会評価部会第17回会議 議事概要

1. 日 時 令和元年7月9日（火）14時00分～15時45分
2. 場 所 滋賀県庁本館4-A会議室
3. 出席者 委 員：中川委員（部会長）、井上委員、吉田委員、吉本委員（4名出席）
事務局：村田管理監、小林課長ほか
4. 議 題
(1) 平成30年度の滋賀県文化振興基本方針(第2次)評価指標の実績について
(2) 評価指標の見直しについて
(3) 令和元年度における個別事業評価について
5. 議事録 以下のとおり

事務局	<p>■ 開会</p> <p>文化スポーツ部 村田管理監 あいさつ</p>
事務局	<p>■ 議題(1) 平成30年度の滋賀県文化振興基本方針（第2次）評価指標の実績について</p> <p>〔議事内容の説明〕</p> <p>平成30年度の滋賀県文化振興基本方針の実績について報告する。基本方針は平成28年3月に第2次の方針として策定。基本方針には九つの重点施策があり、評価それぞれに評価指標を設けている。</p> <p>この評価指標の項目は全部で18項目、再掲を合わせると20項目になる。平成26年度を現状値として策定年度である平成27年から5年後の令和2年度の目標値に対して年度ごとにチェック、評価をお願いしている。</p> <p>〔各項目の指標について説明〕</p>
委員	<p>一つ確認だが、言葉の使い方として「等」というのが、非常に多いように思われる。それぞれの団体や対象など、色んなものに「等」と書いていることの定義、「等」には、何を含むか含まないのかということの定義はしているのか。</p> <p>それから目標値として定めているのは、あと2年ということを考えて、目標設定数値と現状値とが、かなり乖離しているものがあるように見受けられる。数値は、</p>

事務局	<p>結果として出てくるものであって、あくまで目標ということだが、設定している限りは、それに近づける必要性があると思う。個別にそれぞれの事情があると思うが、そのことについて、検討しているということが良いか。</p> <p>「等」については、御指摘のあったとおり、あまり乱用しないようにすべきと思っている。ただ少なくとも、一つ以上ある場合には、「等」を使っている</p> <p>目標と乖離しているものについては、確かに基本方針の目標に近づけるように努力するのが我々の使命だと考えている。その中で、冒頭のあいさつでも申し上げたが、指標の見直しもしないといけないし、しかるべきタイミングにそれも踏まえて振り返る必要がある。この基本方針自体の見直しも迫っているので、そういった中で、そもそもこの指標が適しているのかということも含めて見直していきたいと考えている。</p>
委員	<p>文化基本方針に、こういう形で指標を載せているのが、都道府県レベルではそんなに多くない中で、指標をあげて、おおむね目標値を超えるか、目標値に届いてなくても向かっている点は高く評価したいと思う。</p> <p>さきに、委員からそれでも目標値からかけ離れているものもあるじゃないかという指摘があったが、私自身は、その目標値が現場の改善から直接、数値にすぐつながるものと、やや、風が吹けば桶屋が儲かるみたいな感じで、文化政策を打ったからといって、当然に数字の改善につながらないものがあると思うので、そこは区別して考える必要があると思っている。</p> <p>現場の政策の改善が、すぐ数値の改善につながるものとして、例えば、重点施策4の「滋賀県芸術文化祭における若者（30歳未満）の参加者数」が合致すると思う。会期を変更したことで人数が大幅に増えて、目標値に近づいたという、その辺りの改善は本当に高く評価したいと思う。こういうことが大事だと思う。</p> <p>一方で、「アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合」という指標が40%とかなり低くて、ここはきっちりと、なぜこんなに乖離があるのかということを考えていく必要があると思う。</p> <p>現場で施策を打ったからといって、目標の数値の改善になかなか結びつかない指標が一方であって、例えば、観光客の入込客数や文化サイトの閲覧数、そういったものは、指標そのものを考えていく必要があると思う。</p> <p>あとで議論が出るかもしれないが、SNSの参考値を今回初めてつけてもらった。SNSの参考値に関しては、比較的ホームページの閲覧よりも、SNSをできるだけ利用していこうという現場の改善が数値に出やすいし、若い人の動向を取り込むのには有効なので、それは良い話かなと思う。</p> <p>この評価をつくるに当たって前提となるのは、県としてその施策に力を入れるかどうか結構大事だと思う。SNSの発信に力を入れるのであれば、SNSの指標を使っていくというのが有効ではないかと思った。</p>

委員

前回の会議や事業視察の中で、SNS についての意見をお話しました。早速、出していただいて有り難い。現状がよくわかるなと思った。

例えば、市町の職員に関する指標、「アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合」というようなものと、現在、平成 30 年度の数値が 18.5%、これは倍増以上にしなければ目標値の 40%にはならない。市町に対してのものは、事前に予算が必要なものや、あるいは日程的にできるだけ早くからわかっていないと出られないというような、受講する側の色々な条件があるかと思うので、できるだけ早く市町や施設に提示してもらうことによって、受講割合を上げるというような工夫もしてもらいたいと思う。

民間団体や学校に対して、本当に必要な、あるいは必要だと思っている施策を届けたい方に対して、その情報が届いていないことによって、この目標に達していないという状況も考えられる。どうすれば情報を必要としている所に届くのかということも検討するべきだと思った。

今の滋賀県のホームページ問題からも考えられるように、なかなか情報を探しに行こうとしても、探せないものが多いのではないかと感じる。そのあたりの工夫をお願いできたらと思う。

委員

今までの発言と被る部分もあるが、平成 30 年度で目標値をすでに超えているものと、大幅に下回っているものがあって、目標値を超えているものについては、これは優しく言うと目標値が控え目、厳しく言うと目標値が甘いということだと思う。あと 1 年しかないので、この後、評価指標の見直しの議論があるようだが、目標値を変えずに、基本方針どおりの目標値としてやっていくという理解で良いか。

目標値までかなり開きがあるものとして、「アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合」があったが、他にも、少し注意が必要だろうと思うのは、「芸術鑑賞した小中学生数」や、「文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数」。「文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数」は相当低だけでなく、減ってきている。この原因が何かとか、目標値に近づけるために何かテコ入れするかどうかとか、評価部会で議論すべきことではないと思うが、現状報告があった中で、目標値に相当届いていないものは、なにがしかのテコ入れが必要と思う。あと 1 年でどこまでできるかはわからないが、それはどういう場面で、どのように議論して、目標値に近づけるような努力をする予定なのか。

それで先ほどから指摘のあった、「アートマネジメント研修の施設職員に対する受講割合」、これも割合が下がってきている。公立文化施設ということは、県内の市区町村も含めた公立文化施設だと思うが、県立の文化施設はこの 40%の目標水準を超えているかどうか把握しているか。もし県が超えていないのであれば、県内の市区町村にこの数字を目標に受講してくれというのは、少し違うのではないかと思う。

事務局

県の数値については調べてみないとわからない。

アートマネジメント研修については、指摘のあったように情報がうまく伝わっていないこともあるのではないかと思う。県のホームページについては、皆様に御迷惑をおかけしているところだが、そういった情報がうまく伝わるようにしていかなければと思う。県立の文化施設の職員の受講率が悪いとすれば、その原因は同じことがあると考えられるので、その辺りはしっかり把握したいと思う。

子どもの関係の数値については、「文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数」の個票にあるとおり、この指標は1学年に相当する人数を設定している。そもそも1学年に相当する人数くらいの児童生徒に体験してほしいということで設定しているが、地域によって事情が違ったり、そもそも子どもの数が減ってきている。実際、キャパシティの問題もあって、なかなか達成できていない状態である。何が問題なのかについて分析できていない部分もあるので、分析したいと思う。大事な事業だと考えているので、取り組んでいきたいと思う。

部会長

評価指標の実績を踏まえたうえでいただいた意見ではあるが、今後、第3次の基本方針を策定する際には、指標の採否、あるいは加工にかかわる意見もあったと思う。私も一委員としての意見は、やはり目標値と現状値との乖離が甚だしいものあって、これは今後、目標値の変更を、2年ごとにやるという弾力性があってもいいかなと思う。それと達成率という指標を入れたらどうかと思う。神戸市などでは総合計画で達成率と、それからいわゆるベクトル、上向きか横向きか、下向きかというのを出している。だから、達成率が上がっているけれど、ベクトルは下がっているというのがある。年次ごとのアウトプットは減っているけれど、達成率として少しずつ上がっているといった場合は、安心はできないという話になるし、そのような解説指標のようなものがあるかもしれない。

それと、これは少し手間暇がかかるのでどうかと思うが、やっぱり補助指標もあってもいいのではないかと思う。例えば、長期、中期のアウトカムがそう簡単には出ないものについては、アウトプット指標で代用することを認めてもいいと思う。その場合は一つだけではなくて、併用してやってみることも、次の方針でやってみてはどうかと思う。

それから目標値と実績値の乖離が激しい場合、これは目標値が間違っていましたということもある。むしろ政策施策の効き目がなかったという判定を下す場合もある。そういう所をどうするかという時には、審議会に一度議論してもらって判断を委ねるのか、少し神経を使うような話が出てきそう。それは今後、一度議論しませんかということになると思う。

それから次に基本方針のあり方だが、これは、現基本方針に柱および重点施策というのがあって、1番目の「文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信」、2番目の「未来の文化の担い手の育成」、3番目の「県民の主体的な文化活動の促進」については、あまり間違っていないと思う。

むしろ、1番が滋賀県のいわゆるプロモーションやアイデンティティー形成に資するという柱で、2番がソーシャルインクルード、これからやっぱり支援していかないといけない社会的少数者に対する強調すべき、県民文化政策だと思う。3番目が県民文化政策を、広く基盤づくりをしていくという柱なので、あまり間違っていないと思うが、次の文化振興基本方針を作る時には、このあたりの哲学、どこを強調して、どこを追加していくかということの議論は必要かなと思う。

ただ、オリンピック・パラリンピックはもう終わるということは前提にしていたほうが良いと思う。

観光や県のプロモーションなどが、活性化というところにつながる芸術や歴史文化という視点は、確かに否定してはいけない訳だが、その議論と県民一人一人の文化的人権を保障していきましょうという議論とは同列に扱うべきではないというのが私の立場。それを同時に議論するのは、わざと議論を混線させる策略である。

かつて、ある政令都市でフルーツ国際コンテストがあったが、これが市民の中でどんな役に立っているかとトップが言った時に答えられなかったということがあった。それはまさしく文化政策の基本である、国際交流都市としての、シティプロモーションとしてのコンサート、いわゆるコンテストをやっているのですという説明ができなかった。それは、すぐに市民の役に立つものではない。いわゆる入込観光客数が増えるとか、訪問人口、関係人口が増えるという、そういう戦略であると説明できなかった。それは、集中的選択的重点的にやることであって、公平・平等の論理はなじまないということだ。そのコンテストができるだけの人材的な基盤がある訳ですからやっている、これができるからやっているという話である。

それに対して、県民文化政策というのは、0歳から100歳まで、障害のある人もない人もという、公平性・平等性・緻密性を追求するものであるから、それは次の第3次基本方針においても、きちんと守ってほしいと思う。議論を混線させないで欲しい。その二つはきちっと峻別してほしいと思う。今のところは、分かれている。

「国登録有形文化財の数」の指標については、この数値が減った原因は、指定文化財に変わったからということだが、それならば指定文化財も母数に入れたほうが良いのではないか。

■ 議題(2) 評価指標の見直しについて

〔議事内容の説明〕

事務局

平成31年3月18日に文化審議会評価部会の第16回会議を開催し、その会議において、現行の評価指標の見直しについての検討をお願いしたところ。意見をいただいた評価指標のうち、予算や手間がかからずにできるものについては変更してはどうかということで、その検討について報告。

<p>部会長</p>	<p>これについては、暫定的に見直しを図っていきいたいということだ。何か意見があればお願いする。</p>
<p>委員</p>	<p>重点施策1でブランド力の向上に関して、観光入込客数の統計だけでは、ブランド力の向上につながったかの把握ができないということで、今回新しい提案で滋賀県の印象がどう変わったかという評価軸が必要ということであった。入込客数よりは、滋賀県に来られた方の印象がどう変わったかということ把握する方が、ブランド力の向上の把握により近い指標だと思う。この方向でやっていただければと思う。</p> <p>しかし、取り組んでいる文化施策で即、観光客の滋賀県ブランドの印象が変わるかということ、因果関係はかなり遠いところにある印象である。だから大事なものは、なぜブランド力の向上を図るのかという戦略をはっきりさせることも大事だと思う。</p> <p>色んな文化施設を使うのか、例えば、前年度の視察で行った文化産業交流会館の「長栄座」の例で言うと、「長栄座」で人材育成かブランド力向上を図るのか、どうするのかという話があった。もし、「長栄座」でブランド力向上を図っていく、そこに力を入れていく、次の5年間はそこに力を入れるという方針が出されれば、「長栄座」の認知度向上を図るという指標でも有り得るのかなと思う。</p> <p>重点施策2の文化財に関する指標に関して、私自身は専門家ではないので、詳しく知っている訳ではないが、最近、歴史的建造物の活用ということで、行政や市民、専門家をつなぐ存在としてヘリテージマネージャーが注目されている。県の基本方針にもヘリテージマネージャーのことが書かれているので、そのヘリテージマネージャーの認知度や、あるいはその数とか、もし県が力を入れていくとなれば、そういったものを指標としていくのもありかなと思った。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、新生美術館の代わりに近代美術館等と変更するということだが、この等には琵琶湖文化館が該当するのか。琵琶湖文化館はどういう状態なのか。</p> <p>それから、小中学生の芸術体験、あるいは子ども・若者が文化に触れるということで、現場の感覚として話をする。まず小学校中学校という教育現場が今、授業のコマ数を確保することが非常に厳しい状態である。例えば、1日かけて大津に地方から出てくると、6コマ、少なくとも4コマを使うことになる。それを地元でやってもらえれば、2コマで済む。今、学校現場では、今までできていたことが、ある意味ゆとりがなくて、できない状態にある。</p> <p>びわ湖ホールの声楽アンサンブルの方に市町に来てもらって、近くでそういうものを鑑賞できるというのは、市町にとって非常に大きなことである。</p> <p>びわ湖ホールに小学生が来てオーケストラを聴けるという、ホールの子事業はとても良いものだと思うが、あのスタイルでないとダメだとなると、やはり現場としては非常に厳しい。そのようなことも考慮のうえで、どういう形であれば、現場の</p>

<p>部会長</p>	<p>負担を少なくして、できるのかというような工夫をしてもらいたいと思う。少しこの中で議論とは離れるかもしれないが、検討いただければ、より目標としているところに、現実的な意味で近づけるのかなと思った。</p> <p>それは構造的な問題だと思う。教育委員会からやはり、学校現場への子供に接する時間の確保というのが文部科学省から出ていると思う。関係の改善の努力をしなければいけないということだ。</p> <p>びわ湖ホールに来てくださいというばかりでなく、びわ湖ホール側からアウトリーチで行くのも良いが、地元の市町の文化ホールともっと協力してはどうかという考え方もある。</p> <p>地元の文化ホールを使って、県としても応援するから、小中学校の子どもに年2回はアート体験、生の体験をするプログラムができないかという検討をしてはどうか。</p> <p>びわ湖ホールがホールの子事業を実施するようになったきっかけの1つに、県民にどれだけ役に立っているのかという批判があった。アウトリーチやインリーチをして、県民の役に立つということ。そういう意味では、北部の子どもたちにとって、すごく行きにくいところに行けるというのがある反面、授業時間が減るという問題は確かにある。</p> <p>それから公平性、平等性というならば、もう少し北部の、近江八幡あたりの文化ホールを使って実施するなどを考えられないか。政策改善の余地があるのではないかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>湖北や湖西の学校がびわ湖ホールに来るとなると、それだけで1日仕事になるということは、問題意識として持っている。私どもから提案しているのは、例えば、琵琶湖博物館との抱き合わせで1日校外学習として来てもらうなど、工夫して来てもらえないかということ。</p> <p>教育委員会には、本県の「うみのこ」などの体験授業とうまく組み合わせて、あるいはコマをうまく使うという配慮をできないかという協力をお願いしていきたいと思う。</p> <p>他のどういった事業ができるかについては、今頂いた意見を踏まえて、検討していきたいと思う。学校側の都合を、私どもがわかっていない部分もあるので、それは教育委員会と相談していきたいと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>学校に対しては、びわ湖ホールに来なければならないという義務は課しておらず、どうぞ来てくださいということである。子どもたちに芸術教育を普及するという、本来の責任は市町にあるのではないかな。市町ではできない現状にあるので、県がやっているのではないかな。それで、例えば6時間消費するから参加できないという地域は、むしろ地元の市町が頑張らないといけないという問題意識を持ってもら</p>

<p>委員</p>	<p>わないといけないと思う。そうでないと、小さな親切、大きなお世話の話になってしまう。何のためにこれをやっているのか、話が逆転してしまう。むしろ、県は市町の補完行政の面がある。そのところは、やはり学校当局あるいは市町の教育委員会と協議すべき内容かもしれないと思う。</p> <p>公および民間、官民の間で色んなことを仕分してやるということが、今、問われている。それとは別に、官の中で、国がやる事業、県がやる事業、市町が担わなければいけない事業というのが、明確に法律に定められているものについては、当然、それに基づいている訳である。芸術振興や文化振興、広い意味で教育も含めて、その辺りの役割分担がどうあるべきなのかということが非常にわかりづらい。以前であれば、教育について、大学は国、高校は都道府県、小中学校は市町が基本的には担うと考えられていた。</p> <p>ホールがたくさんできて、芸術振興をやった時に、どこを市町が受け持たないといけないのかという議論が、市町の担当者と県の担当者の方の間に、きちんとした形で共有できていない。このことが大きな問題の1つではないかと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>教育については、役割分担がきちりとある。芸術文化行政については、自治事務なので役割分担がない。全く役割分担のない自治事務、かつての法定外自治事務で、現在は法定任意自治事務と解釈できる。これは大原則で言うと、基礎自治体中心主義である。まずは基礎自治体が第一責任を負い、それができない場合に補完的に都道府県がやるという、この原則に戻ると思う。だからこの話は、まずは基礎自治体どうですかと、その基礎自治体の文化ホールで少し無理だとなった時に、県でお願いできますかという順番。ところが、県のホールが先に基礎自治体を超えて、手を伸ばしているので何か大きなお世話をしているような印象があるというのは否めないという話になる。元は基礎自治体第一である。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に頂いた質問の、近代美術館等の「等」に琵琶湖文化館が含まれるかということだが、元々新生美術館は近代美術館と琵琶湖文化館の後継機能を有したものであったので含まれる。実際に活動しているのは、近代美術館になるので数値としては、近代美術館のものをあげている。</p> <p>琵琶湖文化館については現在、機能継承の在り方の検討を始めたところ。これは新生美術館計画以前に立ち返って検討を始めている。今年1年かけて検討していく予定なので、また報告する。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2では指標の見直しとはなっているが、現状のままの指標を使って検討を進めるということなので、今すぐ変えるということではないということだと思う。とすると、指標が実際に変わるの、第2次ではなくて、次の第3次の基本方針をつくる時に変わっていくと理解した。指標が変わると、長期で見なければいけないも</p>

	<p>のについては、過去の指標との連続性をどう担保するのかという問題が出てくると 思う。指標を変える場合は、ぜひそのことも視野に入れたらどうか。</p> <p>それから個別の数字になるが、資料1の2ページ、SNSのフォロワー数が出てい て、びわ湖芸術文化財団フェイスブックの人数が極端に少ない気がする。フェイス ブックをいつから始めたのか。こんなに少ないのなら、やらない方が良いのではと なるのでは。</p> <p>フェイスブックを含めて、SNSというのは、今こういう指標に必ず使われること が多いので、フェイスブックをどういう風に活用するのか、あるいはフェイスブッ クの中身をどうするのかという、その議論を、1からやらないといけない。それ なしには、政策目標と指標とがうまくつながらないのではないかと思う。</p> <p>個別にこのフェイスブックの数字だけを取り上げて、全体のことを論じるのは難 しいと思うが、SNSは今、やって当たり前なので、同じフェイスブックをやるにし ても、どのように使うのかを考えないことには、効果が出ない。</p> <p>もう一つ、重点施策1の「文化による本県ブランドの向上と国内外の効果的な発 信」ということで、観光入込客数では、海外と国内の区別をしている。そうすると、 お隣の京都にはもう国外の人が山のように来ている訳で、その人をどう捕らえるか ということが、戦略としてとても重要だと思う。これは指標の話から外れるが、日 本人観光客と外国人観光客との最大の違いは、日本人観光客は例えばパリに行き5 日間滞在となると、スケジュールを全部決めてからパリに行く。外国人はそうでは なく、パリに行ってから決めるそうだ。例えば現地で人気の文化施設はどこかを調 べて、面白そうだったら、そこへ行くという方法をとるケースが相当多いらしい。 そうすると、京都に山のように来ている訳だから、そういう人を、それこそSNSを 使って、どう捕まえるのかという戦略をきちんと考えるということが、国内外への 発信ということを考えると、とても重要なのではないかと思った。</p>
<p>部会長</p>	<p>今までいただいた意見を可能な限り、改定に繋いでいって、次の基本計画を待た ずに直せるものは直してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>■ 議題(3)令和元年度における個別事業評価について 〔事務局より個別事業評価の視察先について説明〕 〔視察日程の決定については別途メールにて調整〕</p>
<p>部会長</p>	<p>障害者の文化芸術活動推進法に基づく計画づくりが、滋賀県でもスタートする という資料を見た。それと文化振興基本方針との関係はどうかという説明をお願い したい。</p>

事務局

基本は、文化の最上位計画がこの文化振興基本方針で、具体化する計画の一つである。

部会長

だから総合計画があつて、滋賀県だと基本構想。その中位計画で文化振興基本方針があつて、またさらにその下、それらを受ける計画ということである。

本体の審議会に報告書も出ると思うが、今日の議論を概況的に言うと、文化芸術振興基本法が改正されて、文化芸術基本法になった。基本法の趣旨からいうと、滋賀県がすでに、幸いなことに先行してきた社会包摂型というか、共生社会型の文化政策は重要だということはっきり位置づけられたと思う。それも次の基本方針をつくる時には、前提条件になると思う。

それからもう一つは、劇場音楽堂活性化法というのが、国の基本法改正の少し前にあつて、劇場音楽堂活性化法の中に、学校教育との連携というのがきちんと書いてある。大臣告示の中でいわゆる福祉施設との連携、事例として医療機関との連携、コミュニティーの活性化、振興のために文化ホールは頑張らないといけないと書いてあつて、ますます社会教育施設あるいは社会福祉施設のカラーが出てきている。だから、図書館公民館博物館と並ぶ4番目の社会教育施設という位置づけにもなってきたと、そこまで考えてもいいところまできているのではないかという話がある

そういう社会背景をきちんと次の基本方針には書き込まないといけないと思う。さらに障害者の文化芸術活動推進法もあるので、ここに書かれていることは、すごく具体的なもの。アーティストを保護する法制度の先取りみたいなのところがあつて、だから著作権の保護であるとか、あるいは作品の販売ということまで考えが書いてある。そういう点ではいわゆるアーティスト保護の見本のような法律でもある。そういうことをきちんと書き込んだうえで、その後、取り込んでいくという姿勢に立たないとだめかなと思う。

滋賀県は日本でも、トップバッターを切って条例をつくり、基本計画をつくり、審議会をつくってきた。とは言いながら、法律ができてから後の話になると、国の仕事は関係ありませんとなつては、非常に不利なので、県議会に説明する非常に良い条件ができたと思う。なぜかという、基本法の中で、いわゆる基本計画は、国が作った基本計画を読みかえるものとするという、努力規定が入った。それから国の中における連絡調整会議のことを、都道府県市町村においては審議会と読みかえてくださいとある。きちんと位置づけられている

条例もない、計画もない、審議会もない、自治体においては、この法律を「テコ」として、だからつくる努力義務があると言える。

そういう風になったので、県内の各市町にその旨をもっと浸透させて、県全体がレベルアップを図ってはどうか。県内で条例を持っているのは2市のみ。

そういう意味で県庁の補完行政、広域自治体としての、基礎自治体の底上げをする応援をしないといけないと思う。

	<p>それからもう一つ、今の基本方針は、今申し上げた博物館と美術館についてはすごく手厚いが、図書館は薄い。次の計画では意識して落とさないようにしてもらいたいと思う。資料中の県内ボランティアの位置づけでも、図書館のボランティアが抜けている。読書会のリーダーは多い。滋賀県は非常に美術館と図書館のレベルが高い県だと思う。図書館の司書の能力の高さでも、日本でも有数の評価を受けている県なので、それはやっぱりバックアップ、応援する意味でも基本方針に書かないといけないと思う。文化芸術という点では、芸術だけじゃなくて、文化活動というのをもっと取り入れた方が良いと思う。</p>
委員	<p>国は基本方針ではなく、基本計画と言っている。第2次から第3次をつくるなら、基本方針の第3次として、基本計画としてつくる選択肢もある。国の文化振興基本計画や新しい基本法も踏まえて、あるいは障害者の文化芸術活動の法律のことも踏まえてということが、より明確になると思う。</p>
部会長	<p>平成21年制定の滋賀県文化振興条例には基本方針と定められている。基本方針というのは、総合計画で基本構想部分を指すものであって、これ全体を基本方針と言わず、1番最初の方針の位置づけあたりを基本方針で書いて、基本計画を現状と課題から後を基本計画だとする方法もある。</p> <p>国は基本方針を第4次までとし、第一次基本計画に変えた。だから滋賀県においては、基本計画の1番トップ部分の行動指針を基本方針と言い、それを受けた行動計画を基本計画として、解釈しても良いのではないかな。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>